

大洗研究所燃料研究棟における汚染・被ばく事故の水平展開に係る  
立入調査（原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所）結果

平成30年12月13日  
防災・危機管理部原子力安全対策課

県は、平成29年6月6日に発生した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）大洗研究所の燃料研究棟における作業員の汚染、被ばく事故（以下「燃研棟事故」という。）に関し、機構全体で講じた水平展開のうち、県内の他拠点（原子力科学研究所（以下「原科研」という。）及び核燃料サイクル工学研究所（以下「核サ研」という。））における水平展開の実施状況について確認するため、原子力安全協定第12条に基づき、関係市町村とともに、下記のとおり立入調査を実施しました。

記

1 実施日時

平成30年12月10日（月） 9時30分～12時00分（原科研）  
13時30分～16時00分（核サ研）

2 実施者

県（3名）、東海村（2名）、日立市（2名）、常陸太田市（2名）、  
ひたちなか市（3名）、那珂市（2名）

3 確認事項

原子力安全協定第17条第1項に基づき県及び関係市町村が提出を受けた燃研棟事故に係る事故・故障等報告書において、機構全体で実施するとしていた4つの水平展開の実施状況について、それぞれ以下のとおり確認した。

ア 上級管理者による課題把握と保安活動の徹底について

原科研、核サ研ともに、聞き取り、保安活動の実績に係る書類の確認及び上級管理者（所長、副所長、部長等）との意見交換を行った結果、上級管理者がしっかりと課題を把握した上で、問題意識を持ち、現場の職員との意見交換を行うなど、保安活動の改善に取り組んでいることを確認した。

イ 核燃料物質の管理基準の策定と拠点要領への反映について

原科研、核サ研ともに、制改定された規定類を確認し、機構本部が策定した管理基準が拠点の規定類に確実に反映され、運用が開始されていることを確認した。

ウ 身体汚染が発生した場合の措置に係るガイドラインの策定と拠点要領への反映について

原科研、核サ研ともに、制改定された規定類を確認し、機構が策定したガイドラインが拠点の規定類に確実に反映され、運用が開始されていることを確認した。

エ 緊急時対応設備及び資機材の調査並びに訓練の実施について

原科研、核サ研ともに、制改定された規定類を確認し、身体汚染が発生した場合の措置に係るガイドラインの拠点の規定類への反映に併せ、緊急用資機材の維持管理に係る要領の見直しが行われていることを確認するとともに、訓練の実施計画に基づき、各施設において、グリーンハウスの設置訓練をはじめとした事故対応訓練が実施されていることを確認した。

また、現場確認として、それぞれ以下の事項を確認した。

#### 【原科研】

- ・ 燃料試験施設において、緊急用資機材の整備状況を確認し、グリーンハウス、除染キット等の資機材が整備されていることを確認した。
- ・ その後の聞き取りから、これまでの訓練において抽出された課題に対し、高い意識を持って改善事項を検討し、グリーンハウスの組立方法の見直しや除染方法の見直しなど、実効性向上のための様々な工夫をしていることを確認した。
- ・ 併せて、訓練にあたっては職員の役割を変え、誰であっても対応できるようにしていることや、良好事例については所内で共有し、自らの施設に積極的に取り入れていることを確認した。

#### 【核サ研】

- ・ プルトニウム燃料技術開発センターにおいて、廃止措置を担当している部署の職員によるグリーンハウス設置のデモンストレーションを視察し、グリーンハウスを短時間（15分弱）で設置できることを確認した。
- ・ その後の聞き取りから、当該部署においては、燃研棟事故後にグリーンハウスを特注で作製し、訓練を通じて改良を重ね、部署内の誰であっても迅速かつ適切に組み立てられるよう工夫していることを確認した。

## 4 結果

立入調査の結果、再調査が必要な指摘事項はなかった。

原科研及び核サ研に対し、今回の事故から学んだ教訓を一過性のものとして風化させることのないように、新たな体制のもと、新たに制改定したマニュアル等の遵守の徹底や教育・訓練の継続、さらには保安管理活動全般について、その実効性の観点から定期的にレビューを行い、PDCAを確実に回すことにより、新たな制度の形骸化の防止に努めるよう要請した。